

**資料8****法改正について**

**(「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」及び  
「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」)**

- 物流は国民生活や経済を支える社会インフラ。物流産業を魅力ある職場とするため、働き方改革に関する法律が2024年4月から適用される一方、物流の停滞が懸念される「**2024年問題**」に直面。
- 主な課題は、荷待ち・荷役時間の削減、一人当たり輸送量の向上、多重下請構造の是正等による**物流の生産性向上**と、これを通じた**適正運賃の収受とドライバーの賃上げ**。
- **荷主・物流事業者、一般消費者が協力**して我が国の物流を支えるための環境整備に向け、2024年通常国会における法制化を推進。

## 《2023.6.2「物流革新に向けた政策パッケージ」の項目》

### (1) 商慣行の見直し

※着色部は法制化検討事項

- ① 荷主・物流事業者間における物流負荷の軽減
- ② 納品期限、物流コスト込み取引価格等の見直し
- ③ 物流産業における多重下請構造の是正
- ④ トラックGメン（仮称）の設置等
- ⑤ 担い手の賃金水準向上等に向けた適正運賃収受・価格転嫁円滑化等
- ⑥ トラックの「標準的な運賃」制度の拡充・徹底
- ⑦ 労働生産性向上に向けた利用しやすい高速道路料金の実現
- ⑧ 特殊車両通行制度に関する見直し・利便性向上
- ⑨ ダブル連結トラックの導入促進
- ⑩ 貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直し
- ⑪ 地域物流等における共同輸配送の促進
- ⑫ 軽トラック事業の適正運営や安全確保
- ⑬ 女性や若者等の多様な人材の活用・育成

### (2) 物流の効率化

- ① 即効性のある設備投資の促進
- ② 物流GXの推進
- ③ 物流DXの推進
- ④ 物流標準化の推進
- ⑤ 物流拠点の機能強化や物流ネットワークの形成支援
- ⑥ 高速道路のトラック速度規制の引上げ

### (3) 荷主・消費者の行動変容

- ① 荷主の経営者層の意識改革・行動変容
- ② 荷主・物流事業者の物流改善の評価・公表
- ③ 消費者の意識改革・行動変容を促す取組み
- ④ 再配達率「半減」を含む再配達削減
- ⑤ 物流に係る広報の推進

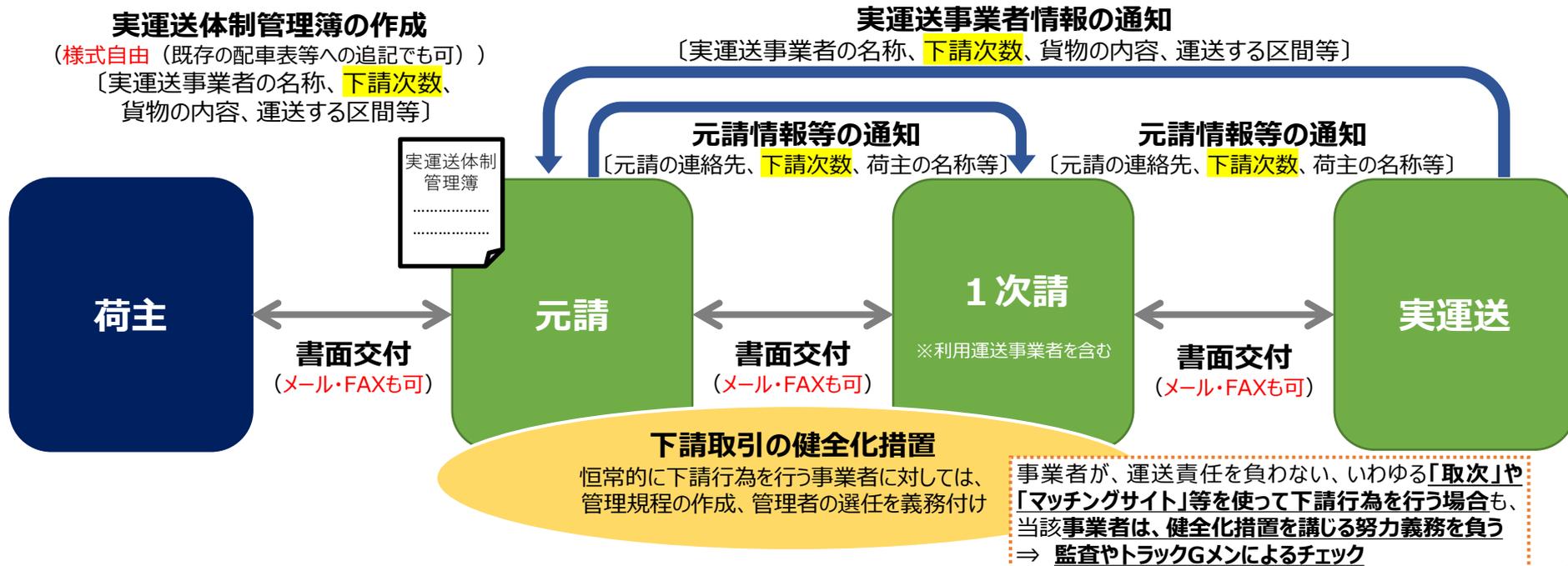
1. ①**荷主**、②**物流事業者**（トラック事業者、鉄道事業者、港湾運送事業者、航空運送事業者及び倉庫業者）に対し、物流効率化のために**取り組むべき措置**についての**努力義務**を課し、当該措置について主務大臣（国）が判断基準を策定。

取り組むべき措置	措置の例
荷待ち時間の短縮	適切な貨物の受取・引渡日時の指示、予約受付システムの導入 等
荷役作業時間の短縮	パレット等の利用・標準化、入出庫業務の効率化に資する資機材の配置、荷積み・荷卸し施設の改善 等
積載率の向上	余裕をもったリードタイムの設定、運送先の集約 等

2. 取組状況について、主務大臣（国）が判断基準に基づき**指導・助言**を実施。
3. **一定規模以上の事業者**を**特定事業者**として指定し、**荷待ち時間等の記録**、**中長期計画の作成**、**定期報告**、**物流統括管理者**（特定事業者のうち荷主のみ）の**選任**等を義務付け。
4. 特定事業者について、中長期計画に基づく取組の状況が**不十分な場合**、**勧告・命令**を実施。
5. 国は、流通業務の持続的成長・生産性向上に関する事業者の取組状況について、調査・公表を行う。

# 多重下請構造の是正に対する規制措置

1. 元請事業者に対し、実運送事業者の名称・貨物の内容及び運送区間等を記載した実運送体制管理簿の作成（様式自由）を義務付け。
2. 元請事業者等に対し、下請取引の健全化に係る努力義務を課す。  
一定規模以上の恒常的に下請取引を行う事業者に対し、健全化に関する運送利用管理規程の作成、運送利用管理者の選任を義務付け。
3. 荷主・元請・下請間の運送契約の締結等に際して、提供する役務の内容やその対価（付帯業務料、燃料サーチャージ等を含む）等について記載した書面による交付（メール、FAXも可）を義務付け。



## 貨物軽自動車安全管理者の選任と講習の受講の義務付け

営業所ごとに「貨物軽自動車安全管理者」を選任・届出するとともに、以下2つの講習受講を義務付ける。

- ①管理者講習……管理者の選任にあたり受講
- ②管理者定期講習……2年ごとに受講



## 国土交通大臣への事故報告の義務付け

死傷者を生じた事故等、一定規模以上の事故について、運輸支局及び運輸局を通じて国土交通大臣への報告を義務付ける。

一般貨物事業者等に対して義務付けている事項の準用(事故の報告の対象など詳細については今後検討)

## 国土交通大臣による輸送の安全情報の公表

事業者に対して発出した輸送の確保命令や行政処分の情報等を国土交通省HPにて公表する。

一般貨物事業者等に対して実施している事項の準用

## 運転者への適性診断の受診を義務付け

一般貨物等の運転者に義務付けている適性診断を軽貨物の運転者にも義務付ける。

一般貨物事業者等に対して義務付けている事項の準用。現在適性診断を実施している認定機関は全国で約130。

- 初任診断(業務開始にあたり受診)
- 適齢診断(65歳以上の運転者が3年ごとに受診)
- 特定診断(事故を起こした場合に受診)

## 業務記録及び事故記録の保存義務付け

○毎日の業務開始・終了地点や業務に従事した距離等を記録した業務記録を作成し、1年間の保存を義務付ける。

○事故が発生した場合、その概要や原因、再発防止対策を記録し、3年間の保存を義務付ける。

一般貨物事業者等に対して義務付けている事項の準用

# 「標準的な運賃」及び「標準運送約款」の見直しのポイント

- 検討会での議論を踏まえ、**①荷主等への適正な転嫁**、**②多重下請構造の是正等**、**③多様な運賃・料金設定等**の提言をとりまとめ（令和5年12月15日）

## 1. 荷主等への適正な転嫁

### <運賃水準の引上げ幅を提示>

- 運賃表を改定し、**平均約8%の運賃引上げ**【運賃】
- 運賃表の算定根拠となる原価のうちの**燃料費を120円**に変更し、**燃料サーチャージも120円**を基準価格に設定【運賃】

### <荷待ち・荷役等の対価について標準的な水準を提示>

- 現行の待機時間料に加え、**公共工事設計労務単価表**を参考に、荷役作業ごとの**積込料・取卸料**を加算【運賃】

待機時間料	→	1,760円	
積込料・取卸料	機械荷役の場合	→	2,180円
	手荷役の場合	→	2,100円

※金額はいずれも中型車（4クラス）の場合の30分あたり単価

- 荷待ち・荷役の時間が合計2時間を超えた場合は、**割増率5割**を加算【運賃】
- 標準運送約款において、**運送と運送以外の業務を別の章に分離**し、**荷主から対価を收受**する旨を明記【約款】
- **「有料道路利用料」を個別に明記**するとともに、「運送申込書／引受書」の雛形にも明記【運賃】【約款】

## 2. 多重下請構造の是正等

### <「下請け手数料」（利用運送手数料）の設定等>

- **「下請け手数料」（運賃の10%を別に收受）を設定**【運賃】
- 元請運送事業者は、**実運送事業者の商号・名称等を荷主に通知**することを明記【約款】

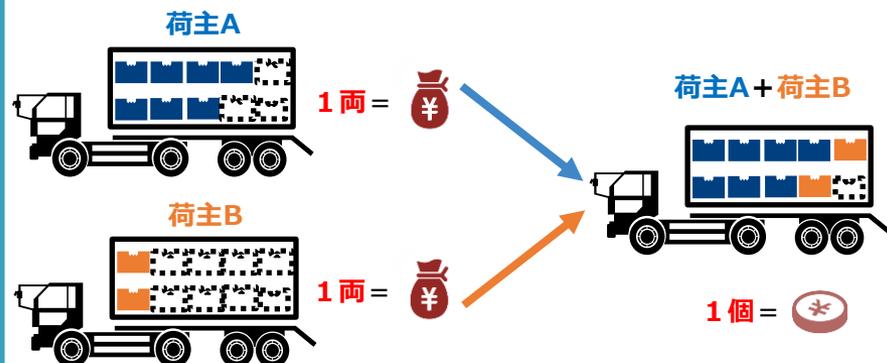
### <契約条件の明確化>

- 荷主、運送事業者は、それぞれ運賃・料金等を記載した**電子書面**（運送申込書／引受書）を**交付**することを明記【約款】

## 3. 多様な運賃・料金設定等

### <「個建運賃」の設定等>

- 共同輸配送等を念頭に、「**個建運賃**」を設定【運賃】



- リードタイムが短い運送の際の**「速達割増」**（逆にリードタイムを長く設定した場合の**割引**）や、**有料道路を利用しないこと**によるドライバーの運転の長時間化を考慮した**割増**を設定【運賃】

### <その他>

- 現行の冷蔵・冷凍車に加え、海上コンテナ輸送車、ダンプ車等5車種の**特殊車両割増**を追加【運賃】
- 中止手数料の**請求開始可能時期、金額を見直し**【約款】
- 運賃・料金等の店頭掲示事項について、**インターネットによる公表**を可能とする【約款】